

令和3年度三川町木造住宅耐震改修事業

安全で安心して暮らせる住まいづくりを推進するために、町内にある木造住宅の耐震改修を行う個人を対象に費用の一部を補助します。

補助の対象者

町内で自ら居住し、かつ、自ら所有する木造住宅の耐震改修を行う方で、次のいずれにも該当する方が対象者となります。

1. 申請日において交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が、直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。
2. 耐震改修計画の総合評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う場合は、耐震診断の総合評点が1.0未満であること。
耐震改修計画の総合評点が0.7以上1.0未満となる耐震改修工事を行う場合は、耐震診断の総合評点が0.7未満であること。
3. 耐震改修工事が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に違反していないものであること。
4. 耐震改修工事の施工者が県内業者であること。
5. 三川町特定環境保全公共下水道及び三川町農業集落排水の供用開始区域の住宅については、接続済み又は当該工事完了までに接続予定であること。

※ 耐震性の評価は、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する診断法によります。

※ 耐震改修計画及び設計については、耐震診断士が作成していること。

補助の内容

補助対象事業に要する費用（耐震改修計画及び設計に要する費用を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数切り捨て）で、限度額は120万円です。

申請書受付期間

申請書の受付期間は、**令和3年5月6日から令和4年1月31日**とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けます。ただし、申請額が予算額に達し次第、終了となります。

補助金の申込・問合せ先

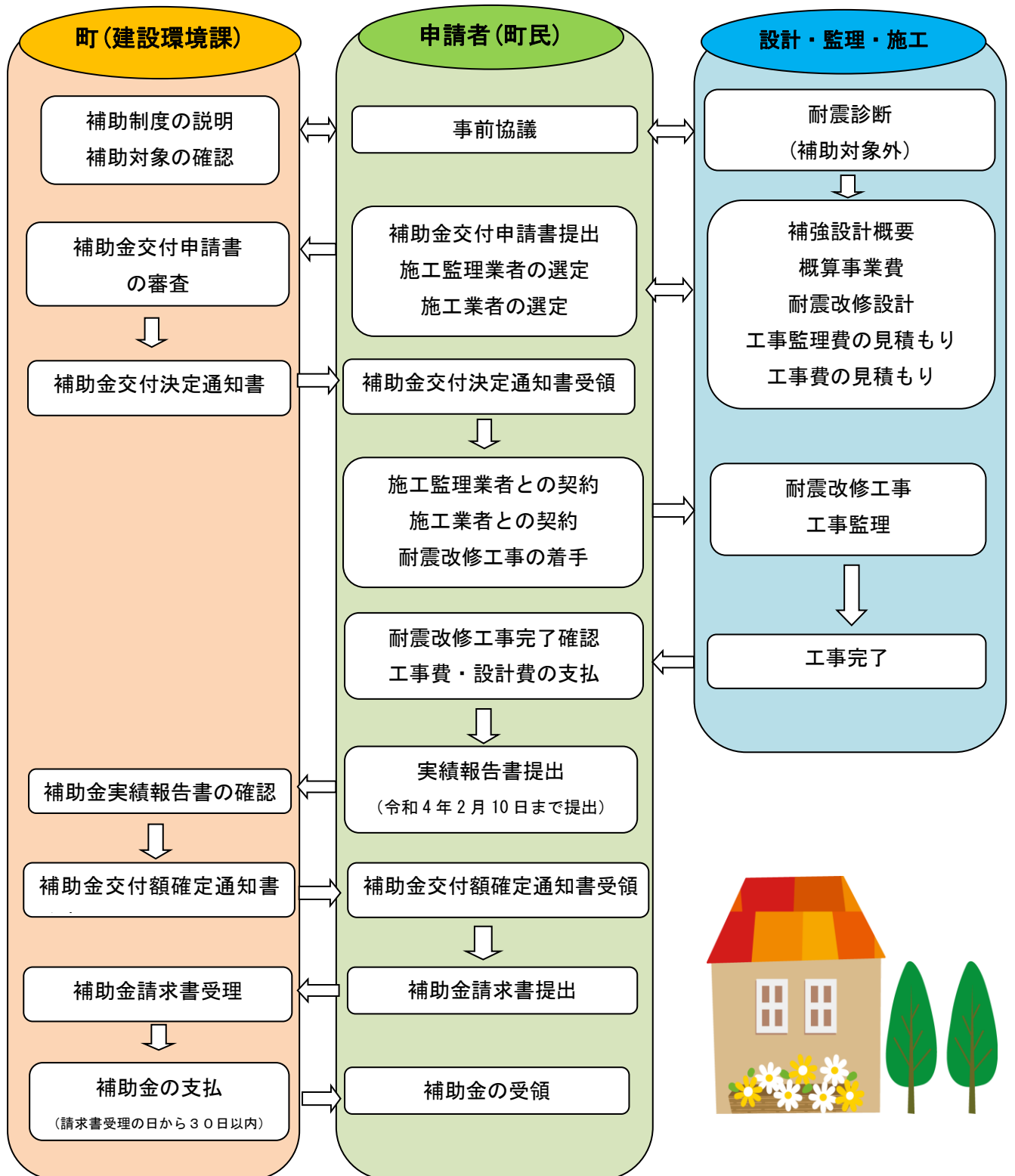
三川町建設環境課建設係

電話 0235-35-7035

Fax 0235-66-3139



木造住宅耐震改修費補助事業の手続きの流れ



- ※ 補助金交付申請書提出前に、事前の打ち合わせをお願いいたします。
- ※ 申請者以外の方が申請書等を提出される際は、委任状を提出してください。